

## 補助金調書

補助金名	福岡県美術展覧会事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化振興部 文化振興課(TEL733-5113)
交付先	団体	福岡県美術展覧会実行委員会	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため				
補助開始年度	昭和41	年度	経過年数	53	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>目的 「個性と創造性に富んだ多彩な人材が育つまち」の実現を図り、文化芸術を活かしたまちづくり(文化芸術の振興)を促進するため。</p> <p>対象事業 福岡県美術展覧会実行委員会が主催し、本市内で開催される美術活動の育成振興を目的とし、本市の市民文化の振興に寄与すると認められる事業に対し交付するものとし、毎年1回の補助を上限とする。</p>				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	<p>①文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るとい目標はまだまだ達成しておらず、今後とも継続的な取り組みが必要。</p> <p>②福岡県美術展覧会実行委員会は、公募展として県民の優れた作品を広く展示しており、本市市民が制作した作品も毎年多数展示されていることから、本市の文化芸術を振興するうえで必要性・公益性は薄れていない。</p> <p>③今後も補助を行うことにより、市民の創作意欲を高め、美術を通じた豊かな生き方への支援活動が行われるため、本市の文化芸術振興に効果が見込める。</p> <p>④本市内で開催される美術活動の育成を目的とした事業は他にも認められるが、福岡県美術展覧会実行委員会が実施する事業は其中でも規模が突出しているため、公平性は保たれている。</p> <p>⑤金銭的援助以外の代替手段なし</p> <p>以上の理由により、終期を延長するもの。</p>				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>対象経費</p> <p>①当該事業に係る設備経費 ②当該事業開催に係る運営経費 ③当該事業に係る広報宣伝経費 ④その他市長が当該事業開催に必要と認める経費</p> <p>算定方法 交付の対象となる経費の1割に相当する額を限度とし、予算の範囲内で交付</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	234 千円	234 千円	260 千円	300 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	平成29年度の補助事業である第73回福岡県美術展覧会では、日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真・デザインの7部門合わせて、3,235点の出品があった。会期中には、9,085人もの入場者を集めた。				
補助金交付 による効果	公募展の実施によって美術創作活動を振興するとともに、市民に美術作品を鑑賞する機会を提供し、福岡市の文化芸術の振興に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。